

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

栃木県 栃 木 市

目次

CONTENTS



2

| **01** | 栃木市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

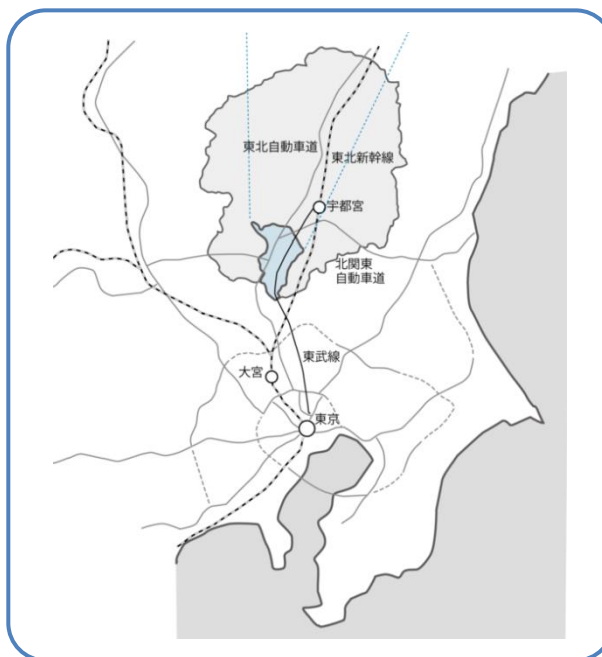
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

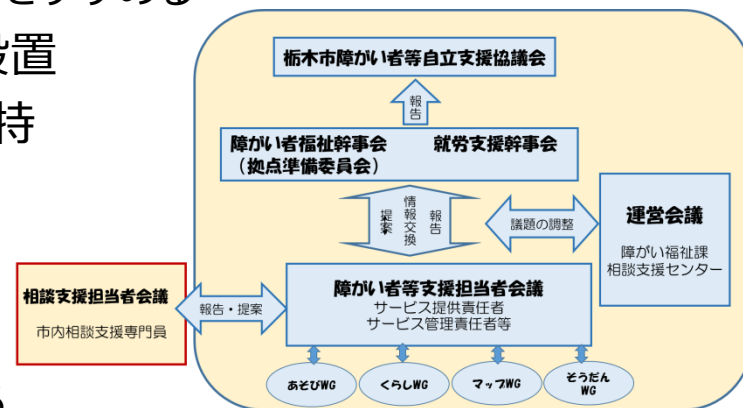
- 人口 162,191人（平成29年3月末現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 6,070人
 - ・療育手帳所持者 1,412人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 907人
 - ・障がい者手帳所持者は増加傾向
 - ・人口の高齢化に伴い障がい者も高齢化

- 栃木市の位置



整備のプロセス

- 平成27年、厚労省のモデル事業を活用し、検討を開始。翌年、平成28年栃木県のモデル事業を活用し、体制整備をすすめる
- 自立支援協議会内に準備委員会を設置
相談支援担当者会議と連携し、地域特性に合った整備方針を検討
- 緊急時支援試行運用事業を実施
(平成28年11月から平成29年3月)
見直し修正のうえ、平成29年4月から「緊急時支援」を本格運用



整備類型

面的整備型

(「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備。それ以外は段階的に検討)

概要

- 地域生活支援拠点等の名称は「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとした（「だいじ」は、「大切」の意のほか、方言で「大丈夫」の意）
- 事前登録制とし、利用者の情報を事前に収集し、緊急時も見据えたアセスメントをすることで緊急時のリスクを軽減
- 「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有

相談

- 市内21か所の相談支援事業所ごとに窓口となる委託の担当相談員を明確化し、連携をスムーズにしている
- 指定特定相談支援事業所に対して、地域移行支援・地域定着支援について研修会を実施

緊急時の受け入れ

- 事前登録制とし、利用者の情報を事前収集し、緊急時も見据えたアセスメントをすることで緊急時のリスクを軽減
- 「緊急時」の定義を決めているが、緊急時とするかの判断は市が行う
- 市障がい福祉課職員及び市障がい児者相談支援センターの相談支援専門員が当番制で24時間365日緊急時の相談受付を行っている。緊急時対応の判断をする相談相手として応援当番を置き、複数で判断している
- 緊急時支援として、輪番制による「緊急短期入所」、地区分担による「緊急居宅介護」、慣れた支援者が相談支援を行う「駆けつけ応援」の体制を確保
- 緊急時支援は、原則として1週間以内とし、緊急受け入れ後、再発予防のため、早めに関係者を招集し、今後の支援方針を検討

体験の機会、場

- サテライト型のグループホームを活用した体験の場の確保を検討中
- 日中系の事業所の有効活用
- 障がい者の居住の安定を図るため、自立支援協議会くらしWGメンバーが宅建協会への訪問、宅建協会との意見交換会等を実施し、住む家を探すシステムづくりをすすめている
- 平成27年度市独自事業として、体験短期入所事業を実施。対象は、過去に短期入所を利用したことがない65歳未満の障がい者で、不安な人は家族同伴での利用や宿泊なしの利用も可能とした。利用者アンケートでは満足度は高く、約6割を超える結果となった

専門的人材の確保・養成

- 居宅介護事業所の研修会（年3回）、相談支援ネットワーク定例会（2か月に1回）、障がい児福祉サービス事業所連携会議（年3回）を実施

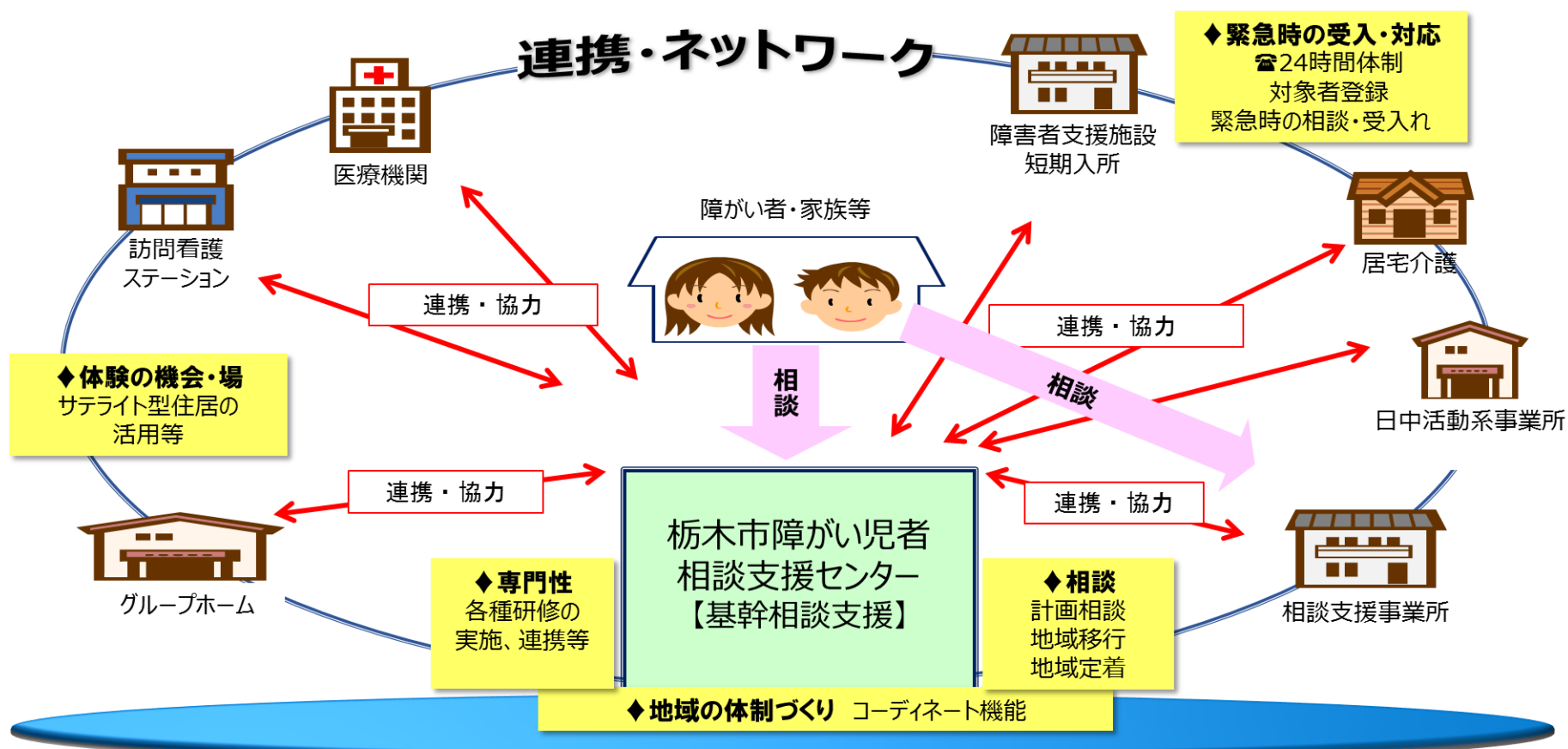
地域の体制づくり

- 市内事業所との連携のため緊急時支援事業についてのアンケートや報告会実施
- 平成28年12月「とちぎシェアネット開設（市内の短期入所やグループホーム、生活介護、相談支援などの空き情報が確認できるオンラインストレージ）」。費用は毎月5千円サーバーのレンタル料のみ
- 自立支援協議会の中に「医療的ケアグループ」を新たに設置。3か年計画で、医療的ケア児者の支援体制を検討
- 関係機関とのネットワークづくり

その他

「ー」

- 基幹相談支援センターを中心とした面的整備。「緊急時の受け入れ・対応」以外は段階的に検討中
- 「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有



利用事例

1

利用者の属性

- ・30代女性
- ・精神保健福祉手帳 1 級
- ・要介護の母（70代）と統合失調症のきょうだいと自宅で同居

利用した経緯

- ・統合失調症のきょうだいの状態が不安定となり、きょうだいへの対応にストレスを抱え、自身が他害してしまう不安を訴える
- ・本人面接し、状況を確認した上で、くらしだいじネット緊急時支援事業の緊急短期入所を7日間利用
- ・その後、きょうだいは通院し、服薬調整。本人も家族調整により自宅へ戻っている

利用の効果等

- ・これまでの支援の中では、福祉サービスにつながらなかったが、今回福祉サービスを利用し、緊急時に備える良いきっかけとなった

利用事例

2

利用者の属性

- ・50代男性
- ・療育手帳B 1

利用した経緯

- ・住み込みで働いていた所の家主に不満を持ち、逃げ出して知人に助けを求める
- ・知人よりセンターに相談があり、くらしだいじネット緊急時支援事業の緊急短期入所を7日間利用

利用の効果等

- ・センター、相談支援専門員が仲裁に入り、元の居場所に戻っている

● 「栃木市くらしだいじネット」の周知

相談支援専門員から当事者への周知、市内の民生委員の定例会議でパンフレットによる説明、広報での周知等を行ったが、更なる広報活動が必要である

● 障がい児の受け入れ体制の整備

障がい児を受け入れる事業所が不足している。障がい児は、特に本人から得られる情報に限があるため、緊急時に備えて背景を把握しておく必要がある

● 相談支援専門員の質の向上

緊急時のリスクを減らし、将来の生活のあり様も含めたサービス等利用計画の作成や質の高い相談支援ができる相談支援専門員のさらなる質の向上が必要である

● 人材育成

様々な研修会等を継続して実施していくことにより、専門的な対応を行うことのできる人材の育成が必要である